## 国有農地(開拓財産)境界確定協議依頼書

令和 年 月 日

農林水産省所管国有財産管理者 大阪府知事 様

依頼者(協議地所有者)

住所

氏名 実印

電話番号

下記の所有地と国有農地(開拓財産)との境界を確定したいので、関係書類を添えて依頼します。

記

協議地		
協議の目的		
事務代行者連絡先等	住 所 氏 名 電話番号	(担当者)

## 添付書類

添付書類は次のとおりとする。ただし、現況実測平面図、印鑑証明書、全部事項証明書又は土地登記簿謄本を除き原本の写しで処理することができる。なお、土地登記簿閲覧調書、法務局備付地図 (地籍図)及び地積測量図(分筆図)は調査した法務局名及び年月日を記入し、調査者が署名捺印したものに限る。

- 1 依頼者の住所、氏名が全部事項証明書又は土地登記簿謄本の記載事項と同一の場合。
  - (1) 協議地所有者に代わり依頼を行う場合、委任状。
  - (2) 依頼者が個人の場合は印鑑証明書、法人の場合は代表者の資格証明書(商業登記簿謄本) 及び印鑑証明書。
  - (3) 協議地の全部事項証明書又は土地登記簿謄本及び対側地、相隣地の土地登記簿閲覧調書。 ※法務局にて交付される登記事項要約書については参考資料とします。
  - (4) 協議地及び国有農地等(開拓財産)を表示した法務局備付地図(地籍図)の写し。ただし、 全部事項証明書又は土地登記簿謄本に分筆されている土地で法務局備付地図(地籍図)が 手入れされていないときは地積測量図(分筆図)の写し。
  - (5) 協議地の現況実測平面図(縮尺1/250以上、横断図面(1/100以上)を含むもの)各2部。 ただし、図面は測量者の氏名、資格登録番号を記入押印したもの。
  - (6) 位置図(住宅地図等)及び最寄り駅から協議地に至る見取図。
  - (7) その他大阪府知事が必要と認める書類。
- 2 依頼者の住所、氏名が全部事項証明書又は土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合、 1の添付書類以外に次の書類を添付すること。
  - (1) 戸籍謄本等。
  - (2) 土地登記簿謄本の記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転手続きがなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係説明図及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票。
  - (3) 住民票等。全部事項証明書又は土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、 住所沿革が判明できる資料(住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本等)。
- 注 1 戸籍謄本、遺産分割協議書等は原則として原本を還付します。
- 注 2 法務局で閲覧した書類や任意で作成された書類については、調査場所、調査年月日調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。
- 注3 印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願います。
- 注 4 立会日より6ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。